

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 7 7 号
警 察 庁 丁 生 経 発 第 2 3 号
平 成 3 1 年 3 月 1 5 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長
警 察 庁 生 活 安 全 局
生 活 経 済 対 策 管 理 官

債権管理回収業に関する特別措置法等に関する事務処理の具体的要領について
債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「法」という。）、
債権管理回収業に関する特別措置法の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関
する規則（平成11年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）については、平
成11年2月1日に施行され、警察庁長官から法務大臣への欠格要件等の意見陳述等を実施
しているところであるが、事務処理の具体的な要領等は下記のとおりであるので、適切に
対応されたい。

記

第1 法の規定による債権回収会社からの暴力団等の排除

1 法務大臣の許可の欠格要件等

法は、債権回収会社の業務の適正を確保するため、暴力団員等（暴力団員又は暴力
団員でなくなった日から5年を経過しない者）の事業への介入等を規制することとし、
具体的には、次に掲げる事項を、法務大臣による債権回収会社の許可の欠格要件又は
取消要件（以下「欠格要件等」という。）としている。

(1) 許可の欠格要件

- ア 暴力団員等が事業活動を支配している事実（法第5条第5号）
- イ 暴力団員等を業務に従事等させるおそれのある事実（同条第6号）
- ウ 役員等のうちに暴力団員等のある事実（同条第7号へ）

(2) 許可の取消要件

- ア 回収の際に威迫言動等を用いている事実（法第17条第1項）
- イ 暴力団員等をその業務に従事等させている事実（法第18条第1項）
- ウ 相手方が次のいずれかに該当する者であることを知り、又は知ることができると
き等に、当該相手方に債権を譲渡している事実（法第19条第2項）
 - (ア) 暴力団員等
 - (イ) 暴力団員等がその運営を支配する法人等

(ウ) 当該債権の管理又は回収に当たり、上記ア若しくはイ等に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者
なお、ア、イの両項目については、該当時に罰則規定の適用がある。

2 警察庁長官の意見の陳述

警察庁長官（以下「長官」という。）は、上記1に掲げる欠格要件等の有無等について、法務大臣に対し、意見の陳述等を行うこととされている（法第6条第1項、第22条第2項、第27条）。

3 都道府県警察の対応要領

上記2を踏まえた都道府県警察の対応要領は、以下のとおりとする。

(1) 警察庁への報告等

ア 警察庁が関係都道府県警察に対して特定の債権回収会社の役員の人定等を示すなどして個別に求める報告

警察庁は、全国警察の暴力団情報等を平素から集約管理する立場にあることから、長官が法務大臣に対する意見の陳述を行うこととされたところであるが、この意見陳述によって不許可又は許可の取消等の処分が行われることとなった場合、意見の内容の正確性について訴訟で争われることが十分予想される場所である。

このため、意見の陳述の基礎となる情報の正確性に特に万全を期するため、警察庁は、意見の陳述を行う際には、その都度、都道府県警察に対し、意見の対象となる債権回収会社の役員等の人定その他の事項を示し、その暴力団員該当性の有無その他必要な事項についての報告を求めることとする。

都道府県警察は、報告を求められたときは、十分な調査を行うと共に、できる限り速やかに報告すること。

イ 上記アの警察庁からの個別の求めがない場合において、都道府県警察の日頃の警察活動を通じて欠格要件等に該当する債権回収会社を認知したときの報告

上記ア以外の場合であっても、都道府県警察は、捜査その他の日頃の警察活動を通じ、債権回収会社による違法な回収活動が行われている事実その他の許可の欠格要件等に該当する事実についての情報の収集に努めるとともに、これを認知した場合には、警察庁に速報すること。

ウ その他

都道府県警察は、法の内容・債権回収会社の実態等についての部内教養に努めるとともに、回収実務における特異な動向等を認知した場合には、警察庁に報告すること。

(2) 都道府県警察及び警察庁の担当部門

ア 暴力団に係る背景等のないことが明らかな法第17条第1項及び第19条第2項違反についての意見陳述等に係る対応

都道府県警察においては生活経済事犯対策主管部門が対応し、警察庁への報告等については生活安全局生活経済対策管理官ヤミ金融対策係に行うこと。

イ 上記ア以外は一切の対応

都道府県警察においては暴力団対策主管部門が対応し、警察庁への報告等については組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除係に行うこと。

第2 債権回収会社に対する援助

1 債権回収会社に対する長官の援助

法は、不良債権の処理が国家的重要課題であること等に鑑み、特に、暴力的不法行為等による被害の防止又は回復のための債権回収会社に対する長官の援助の規定を設けている（法第28条第2項）。

2 都道府県警察の対応要領

法において、援助の措置は、長官の権限とされている（法第28条第2項）。ついては、警察庁が行う事務の内容及び都道府県警察の対応要領並びに相互の連携要領を以下のとおりとする。

なお、この長官による援助の規定は、都道府県警察が警察法、暴対法その他の法令に基づいて行う債権回収会社への援助等を不要とする趣旨ではないので、誤りのないようにすること。

(1) 援助の申出を受ける窓口

ア 警察庁暴力団対策課長

援助の申出を受ける窓口は、警察庁暴力団対策課長（以下、「暴力団対策課長」という。）とし、警察庁暴力団対策課暴力団排除係が事務を担当することとする。

イ 都道府県警察が直接援助の申出を受けた場合の対応

都道府県警察において直接債権回収会社から援助の申出その他の相談等を受けた場合、その取扱いについての全国的な斉一性を期すため、都道府県警察は、暴力団対策課長にその旨及び当該事案の処理の状況を速報すること。

なお、次に掲げる事項が、長官の援助の内容とされている（規則第3条第1項）ため、これに準じた措置を取ることに配慮すること。

(ア) 役員、職員その他の従業者の心構え及び対応方法についての助言等

(イ) 警察への連絡方法の教示

(ウ) 債権回収会社の告訴又は告発へ向けた所要の措置についての助言等

(エ) 被害防止のために果たすべき債権回収会社の役割についての教示

(オ) 暴力団員等の活動の状況又は債権回収会社への暴力的不法行為等の実態の教示

(2) 都道府県警察に対する指示

暴力団対策課長は、援助に関し必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、次に掲げる措置を採るよう指示することとする。

ア 暴力的不法行為等の捜査

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による命令

ウ 暴力的不法行為等が行われることを防止するための警告

エ 債権回収会社及びその役員、職員その他の関係者の保護

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、暴力的不法行為等の防止及びこれによる被害の救済に関する措置であって都道府県警察が採ることが適当であると認められるもの

(3) 都道府県警察の報告

都道府県警察は、上記(2)の指示を受けて実施した措置の結果を適時に暴力団対策課長に報告すること。

(4) 都道府県警察の担当部門

都道府県警察の担当部門は、暴力団対策主管課とする。

3 債権回収会社による告発等があった場合の都道府県警察の報告

債権回収会社は、「業務を行うことにより犯罪があると思料するときは・・・告発に向けて所要の措置をとらなければならない」（法第29条）とされているので、都道府県警察は、債権回収会社が告訴又は告発に向けて所要の措置をとるべき事案を認知した場合は、同会社に対し、当該所要の措置を採るよう促すとともに、告訴又は告発があった場合には、上記2の(4)の例により、その旨を暴力団対策課長に速報すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成26年3月4日

（有効期間：平成31年3月31日）